

「新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」について（改定）

学校法人 信学会
社会福祉法人 信州福祉会

信学会グループは、文部科学省の新型コロナウイルス感染・拡大リスク低減に向けた指針「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル」の12月3日付改訂を受けて、7月31日付一部改正の「新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン（令和2年2月26日付策定）」を、12月3日付で改定しました。

なお、本ガイドラインは、当面の指針であり、今後の感染状況により変更となる場合があります。つきましては、引き続き基本的な感染症対策を行うとともに、自身の体調管理にも留意をお願いします。

記

I 感染者等の発生状況に応じた対応について

1. 感染対策について

- (1) 学校・施設環境の違いを踏まえ、基本的な感染対策（3つの密（密集，密接，密閉）を避ける，人との間隔が十分とれない場合のマスクの着用，手洗いなどの手指衛生など）を引き続き行う。
- (2) 寒い環境下においても，室内温度に留意しつつ，引き続きこまめな換気を行う。なお，施設状況に応じて，以下の方法等工夫して換気に努める。
 - (例) ・対角の窓・小窓をそれぞれ開ける幅を10～20cm程度を目安に常時換気
 - ・開放できる窓・ドアを常時開放することによる常時換気
 - ・30分に1回以上数分間，少なくとも休み時間ごとに窓全開による換気 など
- (3) 発熱等風邪の諸症状がある場合には，自宅休養を行っていただくよう，お願いさせていただきます。

なお，感染者の発生状況や学校・施設の違いを踏まえ，次項以降のように対応することとします。

※「生徒」＝「園児，児童，生徒」と適宜読み替えてください。

2. 生徒・教職員の感染が判明した場合，濃厚接触者に特定された場合 (同居の家族が感染した場合を含む)

(1) 幼稚園・保育園・認定こども園の場合

- ① 当該生徒および教職員は，登園・登校・出勤「停止」とする。
- ② 園・学校は，保健所等行政の衛生主管部局から指示・指導のある必要な範囲において，学級・学年・学校全体等の休校・休室等を検討し判断する。
なお，対象範囲以外の教育活動は継続する。

(2) PASS・ゼミナール・グリーンクラスおよびコードアカデミー高校・予備学校の場合

- ① 当該生徒および教職員は、登校・通塾・出勤「停止」とする。
- ② 教室・学校は、保健所等行政の衛生主管部局から指示・指導のある必要な範囲において、クラス・学年・学校または校舎全体等の休校・休室等を検討し判断する。
なお、対象範囲以外の教育活動は継続する。
- ③ 通常授業以外の事業の実施については、事業内容を踏まえ個別に判断する。

3. 近隣の学校・施設で感染者が発生した場合

- (1) 行政等から特段指示ある場合を除き、特別な対応は行わない。
なお、園・学校等はすべて通常通り開園・開校する。

4. 生徒の通う学校・施設において、当該児以外の生徒等に感染者が発生した場合

- (1) 当該校の状況に応じて、生徒の通塾・通室「停止」を判断する。なお、停止期間は、当該校の指示する期間とする。教室等は、通常通り、開室・開校する。

II 複数の校舎・教室等が、同一の建物で開校（同居）している施設の場合について

- (1) いずれかの教室・校舎等で前述の状況が発生した場合は、その当該教室等と同様に対応する。

III 登園・登校・通塾・出勤の「停止」期間および「休園・休校」期間について

- (1) 当該期間は、いずれも医療機関受診により感染していることが確定した日を基準に、保健所等行政の衛生主管部局の判断を受け定めた期間とする。
- (2) 休園・休校期間中は、施設内の消毒および衛生管理を行う。

IV その他

- (1) 保育園・認定こども園については、上記によらず、各市町村の指示に従うものとする。
- (2) 感染者や濃厚接触者となった関係者が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象とならないように、十分な配慮・注意をもって対応する。
- (3) 送別会等各部署での飲食をともなう会合の開催は、現在の状況下においては法人として推奨しない。

【感染予防および対応】

新型コロナウイルス感染症は、現在も感染が収まらず事例が多数報告されています。つきましては、引き続き、以下の点を徹底いただきますようお願いいたします。

- 基本的な感染防止対策の徹底
 - ・身体的距離（できるだけ2m，最低1m）の確保，「3密」の回避，換気
 - ・マスクの着用等咳エチケット，手洗い・手指消毒，うがい
 - ・まめな体温・健康チェックの実施 ・行動の管理
- 自身の免疫力を高める（十分な睡眠，適度な運動，バランスの取れた食事等）
- 発熱等、風邪の症状がみられるときは無理せず外出を控え自宅で休養し，毎日体温を測って記録しておく。不安がある場合は，医療機関受診前にかかりつけ医や「受診・相談センター（保健所）」に電話で相談する。
- 次の症状がある方は国・県・市町村等の「相談窓口」ほかに相談する。
 - ・息苦しさ（呼吸困難），強いだるさ（倦怠感），高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・重症化しやすい方（基礎疾患がある方，透析を受けている方，免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方）で，発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ・上記以外の方で，発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
※症状が4日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるため，強い症状と思う場合，解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様。
 - ・上記の症状に当てはまらない軽微な症状のみでも以下のいずれかに該当する場合は相談する。
妊娠中，濃厚接触者である可能性がある（接触確認アプリの通知があった場合含），ご自身やご家族が2週間以内に感染流行地域に滞在していた，嗅覚障害・味覚障害がある

※参考

長野県の窓口／①まずは，電話でかかりつけ医など身近な医療機関に相談。

②かかりつけ医等を持たない方や、土日祝日や夜間など、相談先に迷った場合は、
県内各保健所および長野市保健所の「受診・相談センター」に電話相談。

以上